様式第5号（第6条関係）

第　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

水洗便所への早期改造について（督促）

このことについて再三お願い申しあげましたがあなたの所有している下記家屋の生活排水及びトイレが公共下水道に接続されず放置されているように思われます。

ご周知のように家屋のくみ取便所は、法律で水洗化することが義務づけられておりその改造すべき期限もすでに経過しております。生活環境の改善のために多額の費用を投じて整備した公共下水道も皆さんのご理解がなければその目的が達せられません。

つきましては、速やかに水洗化工事を行うよう督促します。

なお、水洗化が完了している場合は、ご面倒でもご連絡をお願いします。

水洗化できないのであればその旨を丸亀市　　　部　　　課までご連絡ください。

（電話　　　　　　内線　　　　）

記

家屋所在地

改造義務期限　　　　　年　　月　　日